

2025年度（令和7年度）
放課後児童クラブ
「さくらの森ラボ」入会のご案内

社会福祉法人 育宝会
幼保連携型認定こども園 木津さくらの森

1. 放課後児童クラブとは

保護者や家族が就労等により、昼間保護者等が自宅に不在である小学校の児童に対し、放課後等に生活指導及び適切な遊びを通して、児童の心身の健全な育成を図る施設です。

2. さくらの森ラボが目指す姿

さくらの森ラボが目指すのは、子どもたちの、子どもたちによる、子どもたちのための居場所（サード・プレイス）です。ここでは、子どもたち一人ひとりが「運営者」です。何か問題が生じたら、子どもたちで話し合っ規則を考え実践していく。そうやって、自分たちの居場所をより良くしていきます。様々な経験を通して、互いを尊重し、認め合い、成長していく、そんな場所を目指します。

【さくらの森ラボが目指す子ども像（育成目標）】

- ◎自ら課題を見つけ、自ら考え行動できる子ども（主体的に行動する子ども）
- ◎やりたいことをやれる子ども（意欲的な子ども）
- ◎自分を好きになれる子ども（自尊感情を持てる子ども）
- ◎人の役に立てることに喜びを感じる子ども（思いやりのある子ども）

3. 対象となる児童

さくらの森ラボの入会条件は次の通りです。

- (1) 木津川市内に住所を有する小学校1年生～6年生で、放課後帰宅しても保護者の就労又は疾病等の理由により適切な保育を受けられない児童
 - ①保護者等が就労等の理由により、週4日（又は月16日）以上かつ児童クラブ開所時間である午後1時～午後6時の間、自宅に不在である児童
※4月～3月まで全て利用される方が対象となります。
 - ②保護者等が病気又は看護等の理由により、家庭で適切な保育を受けられない児童
 - ③保護者が出産前後のため、家庭で適切な保育を受けられない児童
※ただし、入会期間は、出産予定日の2か月前から出産日の2か月後までです。
 - ④特に園長が利用を必要と認めた児童

(2) 木津川市内に住所を有しない児童であっても、保護者の勤務先もしくは通学先が木津川市内であれば入会することができます。

※ただし木津川市内に住所を有している児童が優先となります。

4. 入会手続きについて

(1) 新年度（4月）からの入会（一斉申込受付）

一斉申込受付期間に受理した申請を優先し、入会調整を行います。

【受付期間】 令和6年11月5日（火）～11月15日（金）

※市の児童クラブと併願して
いただいても構いません。

【提出先】 認定こども園 木津さくらの森

(2) 年度途中の入会

入会希望日の1か月前から10日前までに、こども園に提出してください。

申請時の在籍児童数によっては、お受けできない場合があります。

(3) 入会決定

審査の上、入会が決定した場合は、入会決定通知書をお渡しします。

【入会申請にあたっての注意事項】

- ・入会申込みは年度毎の申込みが必要となりますので、ご注意ください。引き続き、入会希望される場合も、入会申込書及び必要書類を提出してください。
- ・書類に不備がある場合や、入会条件を満たしていない場合は受付できません。

5. 入会手続きに必要な書類

児童クラブの入会申込に際しては、(1)～(4)の書類を提出してください。

(1) 児童クラブ入会申込書 } ※児童1人につき、1部提出してください。
(2) 保育を必要とする証明（申立）書 } (同世帯2人なら2部必要です。)

- ・申込日の3か月以内に作成された証明（申立）書のみ有効。
- ・同居する世帯員（18歳以上65歳未満で世帯分離をしている方を含む）、すべての方の証明（申立）書が必要です。
- ・きょうだいで同時申し込みの場合はいずれかに原本を添付し、他方にはコピーを添付してください。

(※) 就労証明書については、作成日から3か月以内のものに限り、市役所に提出する証明書のコピーで提出可能です。

(3) 児童調査票（児童1人につき1部提出） }
(4) 口座振替納付依頼書（新規申込者の方） } ※入会決定後の提出となります。

口座振替が利用できる金融機関は「南都銀行」です。口座をご準備ください。

※「口座振替納付依頼書」をご記入の上、3枚綴りのまま提出してください。

(※) 保育を必要とする証明（申立）書について

証明書の種別	対象者	証明依頼先	備考
①就労証明書	会社員・公務員等	勤務先	
②従事証明(確認)書	自営業者	商工会	
	農業従事者	農業委員会 委員	
③出産申立書	産前産後 2か月の方	-	母子健康手帳の表紙及び出産予定日の 記入してあるページの写しを添付
④就学申立書	就学されている方	-	在学証明又は入学許可証、履修科目が 分かるものの写しを添付
⑤介護・看護申立書	介護・看護されて いる方	-	介護の場合は、介護保険被保険者証の 要介護度が分かるページの写しを添付
⑥疾病診断書・ 障がい申立書	疾病の方	医療機関	医師所見が「保育できない」と記載され ている場合のみ入会可能（診断書料は 自己負担となります）
	障がいを お持ちの方	-	手帳等の写しを添付

6. 開所日及び開所時間

区分	早朝利用 (有料)	通常利用	延長利用 (有料)
平日	—	下校時～18:00	18:00～19:00
長期休み・振替休日	7:00～8:30	8:30～18:00	18:00～19:00
土曜日	7:00～8:30	8:30～17:00	—

※早朝利用・延長利用（有料）を希望される方は「早朝・延長利用申請書」を提出してください。

※お迎えについては、保護者の方がお迎えに来ていただくことを基本としますが、習い事等で

児童1人で帰宅する必要がある場合は、児童1人で帰宅するための同意書を提出してください。

※土曜日の利用は月ごとの登録制です。希望される方は「土曜日出席登録書」がありますので、
必要事項を記入の上、毎月提出してください。保護者の方が土曜日の勤務がない場合は登録で
きません。土曜日の出席児童が0名となった時点で、児童クラブは閉所となります。

7. 閉所日

(1) 児童クラブの閉所日は次のとおりです。

- ①日曜日
- ②国民の祝日
- ③年末年始（12月29日～1月3日）
- ④学校行事（運動会・土曜活動授業等）のため長時間在校の日
- ⑤こども園の行事（行事予定は後程連絡します）
- ⑥3月31日（日曜日の場合は、3月30日）

(2) 次の場合は児童クラブを臨時閉所します。

①気象情報で「京都府南部」「山城南部」に特別警報及び警報が発令された場合

【小学校が休校日の場合（土曜日、長期休み、振替休日等）】

特別警報・警報の状況	対応
午前7時現在に特別警報・警報が発令されている場合	自宅待機
午前10時までに特別警報・警報が解除された場合	開所（弁当持参）
午前10時までに特別警報・警報が解除されない場合	閉所
開所中に警報が発令された場合	保護者に連絡

※警報が発令され保護者へ連絡した際は、すみやかにお迎えをお願いします。

児童が全員帰宅後に閉所となります。

【小学校が開校日の場合（平日）】

特別警報・警報の状況	対応
午前9時までに特別警報・警報が解除されて学校がある場合	開所
午前9時に特別警報・警報が解除されず学校が休校となる場合	閉所
授業中に警報が発令された場合	学校指導のもと 下校閉所
児童クラブ在籍中に特別警報・警報が発令された場合	保護者に連絡

②木津川市に「震度5弱」以上の地震が発生した場合

状況	対応
地震発生により園が臨時休園、学校が臨時休校となった場合	閉所
開所中に「震度5弱」以上の地震が発生した場合	状況に応じて、保護者のお迎えまで所定の避難場所にて待機

(※) 震度によらず震源地や被害状況によってはお迎えをお願いします場合があります。

(※) 開所時間外に発生した場合は、施設の被害状況や職員の参集状況等により保育開始が可能かどうかを判断の上、ご連絡いたします。

③土曜日に出席児童が0名となった場合

④風邪・感染症等で学級閉鎖又は学年閉鎖となった場合は、その学級・学年に在籍する児童は児童クラブに出席できません。

8. 利用料・延長利用料

(1) 児童1人の月額利用料、延長料金は次のとおりです。

区分	利用料
利用料	月額 7,000 円
延長利用料	早朝 (7:00-8:30) 30分 150 円 夕方 (18:00-18:30) 1日 100 円 夕方 (18:30-19:00) 1日 200 円
おやつ代	月額 2,000 円
給食代 (土曜・長期休暇・振替休日)	400 円 / 1食

- (2) 納入は口座振替です。
利用料・おやつ代は、毎月 20 日に指定口座から引き落とします。
延長利用料・給食代は、翌月の月額利用料に合算して引き落とします。
※金融機関が休業日の場合は、翌営業日の振替となります。
- (3) 月途中の入会又は退会でも、1 か月分の利用料を全額負担していただきます。
利用料の日割り計算はいたしません。
- (4) 食物アレルギーをお持ちの方は、事前にお申し出ください。
- (5) 給食は土曜日、長期休暇、振替休日に提供します。予定表に給食の有無を記載する欄を設けますので前月 20 日までに提出して下さい。

9. 退会・再入会

- (1) 退会する場合は、必ず退会される前日までに「退会届」を提出してください。退会日を遡ることはできません。退会届の提出がない場合は、入会登録していることになり、使用料が発生します。
- (2) 一度退会された方で、再入会の申込みをされる方は、「放課後児童クラブ入会申込書（再入会用）」を再入会希望日の 1 か月前から 10 日前（土・日・祝日を除く）までに提出してください。
状況によっては、再入会することができないこともあります。

10. 傷害保険の加入について

- (1) 傷害保険は、全国私立保育園連盟保険制度の「学童保育事業保険」に加入します。
- (2) 保険加入料は、児童 1 人あたり年間 800 円（※2024 年度時点）です。
- (3) 保険の給付内容は、入院 1 日目からのケガが対象となります。
- (4) 保険期間は加入日から翌年 3 月 31 日までです。途中入会又は退会されましても一律 800 円の保険加入料となります。途中で退会されても保険加入料はお返しできません。
- (5) 災害や故意によるけが等は保険の対象になりません。

11. 児童の病気・事故

- (1) 児童が急病、事故などによるケガが発生した場合は、直ちに保護者へ連絡いたします。
- (2) 緊急を要する場合、救急車を呼んで医師の診察を受けることもあります。
- (3) 事故後の通院等は、保護者でお願いします。
- (4) 平日及び土曜日、長期休み、振替休日に、児童が「学校感染症」にかかっている時は、小学校の基準に従って出席してください。また、園内の施設ですので「登園届」または小学校指定の「出席停止のお知らせ」のコピーの提出をお願いします。なお、「学校感染症」により学級閉鎖、又は学年閉鎖となった場合は、その学級・学年に在籍する児童は児童クラブに出席できません。

12. 通会について

- (1) 自宅及び学校からの児童クラブへの行き帰りの安全確保については、保護者の責任となります。
- (2) 職員の学校へのお迎えは、基本的にはありません。但し新1年生の入学当初1ヶ月間程度を目途に、職員が学校の近くまで迎えに行き安全指導を行います。
- (3) 通会及び降会の打刻手続きは、児童がタブレットにて行います。
- (※) 迎えに来られる方が変更になる場合は、事前に連絡してください。
連絡がない場合、安全を期するため、一緒に帰ってもらうことはできません。
尚、兄弟等の送迎は中学生以上とします。

13. さくらの森ラボでの生活

(1) 選択制プログラム

さくらの森ラボでは、子どもたちがやりたいことを選択する「選択制プログラム」を基本としています。

(1日の生活)	(土曜日、長期休暇中の生活)
～学校終了後、随時登園～	7:00～ 8:30 早朝保育(有料)
15:00～ おやつ	8:30～12:00 選択制プログラム
15:30～ 選択制プログラム	12:00～13:00 昼食
	13:00～15:00 選択制プログラム
18:01～ 延長保育(有料)	15:00～15:30 おやつ
19:00 終了	15:30～ 選択制プログラム
	18:01～ 延長保育(有料)
(土曜日17:00)	19:00 終了
	(土曜日17:00)

(2) 主な年間行事

野外キャンプ・お祭り・ハロウィン・クリスマスなど、こども園の行事とも連携しながら子どもたちと相談して決めていきます。

また、毎月1回、「子どもミーティング」を実施します。

(3) 課外教室について(希望者)

- ・そろばん教室【金田珠算教室】 火曜日(月3～4回)60分 5,500円/月
- ・書道(毛筆・硬筆)教室【彩墨会】 金曜日(月2回)45分 4,500円/月

(※) どちらも教材費込みの金額となります。

(※) 時間は人数によって変わりますので、今のところ未定です。(15時半～17時頃)

(※) 希望者数が少ない場合は、開催できない可能性があります。

